資料2

板橋区ユニバーサルデザインガイドラインの改訂について

1 板橋区ユニバーサルデザインガイドラインとは

区職員が行政事務を行うにあたり、ユニバーサルデザインに配慮した接遇や施設整備を実践できるよう、ユニバーサルデザインの基本的な考え方や場面ごとの配慮事項、施設整備に関する技術的知識及び障がい特性の理解などをまとめた職員向けの手引きとして、「板橋区ユニバーサルデザインガイドライン(以下、「ガイドライン」という。)」を策定しています。職員の理解を深めるとともに、内容を広く周知するため、区ホームページでも公開しています。

2 ガイドライン改訂の目的

ガイドラインは、「スパイラルアップ(絶えず更新する)」の考え方のもと策定しています。令和8年度から新たに「板橋区ユニバーサルデザイン推進計画2035(以下、「推進計画」という。)」がスタートしたことから、現行ガイドラインについても、新たな推進計画の内容を反映するため改訂を行います。

3 ガイドライン改訂の内容

主な改訂内容は下表のとおりです。詳細は別紙、資料3「板橋区ユニバーサルデザインガイドライン　新旧対照表(一部抜粋)」をご参照ください。

ページ	表題	改訂内容
2ページ	第1章	推進計画の指針1「ユニバーサルデザインの『学び』の支援と、みんなでユニバーサルデザインを創る『しくみ』づくり」の考え方に基づき、ガイドラインの目的や対象を明確化
40ページ	第3章	創造都市(宣言)に基づく考え方を反映
41ページ	第3章	だれもが区の主催イベント等に参加できる環境の推進
43ページ	第3章	情報取得手段の多様化、行政手続のデジタル化を反映
68ページ	第4章	推進計画の指針2「だれもが安心して快適に移動や利用ができる『まち』『くらし』づくり」の考え方を反映
69ページ	第4章	災害を見据えた施設の維持管理と避難者への考慮
159ページ	資料編	UDフォントの説明に修正
全ページ	－	UDフォントへ更新
全ページ	－	文字内容を音声コードに変換